学校再開後の感染症防止対策について

1 基本的な感染症対策

- (1) 3つの密(密閉・密集・密接)を避ける。
 - ・換気を徹底することとし、気候上可能な限り常時、可能であれば2方向の窓を同時に開けて行うなどして密閉を避ける。(空調使用時においても換気は必要であることに留意)
 - ・必要に応じて人数を分けた学習の実施を検討するとともに、密集が避けられない学習活動を実施しない。
 - ・近距離で組み合ったり接触したりする活動やグループ学習等の対面での学習活動を行 わないなど、工夫して密接を避ける。
- (2) こまめな手洗い・咳エチケットを徹底する。
- ・基本的に児童生徒等や教職員はマスクを着用する。
- (3) 多くの児童生徒等が触れる場所や物品等については、こまめに消毒を行う。
- (4) 家庭において、毎朝の検温及び風邪症状の確認をしてもらい、軽い症状であっても学校へ報告するとともに、登校を控えさせる。同居する家族に感染症の疑いがある場合も同様とする。(この場合は出席停止等の扱いとする。)

また、朝の会等を利用して、学校においても登校時の健康状態を確認する。

2 特に感染リスクが高い活動の取扱い

(1) 各教科における活動

感染のリスクが高い活動については、感染防止対策をとることが難しい場合は、その 活動を行わない。

(2) 給食

給食前後の手洗いの励行、机を向かい合わせにしない、しゃべらない、咳エチケット のためのハンカチ等を台上に準備しておくなど必要な対応を指導する。

- (3) 公共交通機関での通学 公共交通機関通学時の密集防止を図るため、必要に応じて時差通学を実施する。
- (4) 部活動

感染症対策を徹底したうえで、当面の間、校内(通常活動している場所)のみの活動とする。また、中央競技団体等が活動制限等を要請している場合は遵守する。

3 感染症が発生した場合等の臨時休業措置

- (1) 児童生徒等や教職員が感染した場合
 - ア 当該学校はただちに臨時休業とし、保健福祉事務所の調査等に適切に対応する。
 - イ 学校の再開については、保健福祉事務所による指導に従ったうえで、「学校内における活動の様態」、「接触者の多寡」、「地域における感染拡大の状況」、「感染経路の明否」 等を確認し、県教育委員会と協議したうえで決定する。
- (2) 児童生徒等や教職員が濃厚接触者に特定された場合
 - ア 当該学校はただちに臨時休業とする。
 - イ PCR検査結果が陰性の場合は、学校を再開する。
 - ウ PCR検査結果が陽性の場合は、3(1)により対応する。